

平成30年度 橋本小学校教育重点

「子どもが主役の授業づくり」

「いじめのない学校」

【家庭・地域との連携】

- ・ P T A
- ・ 自治会
- ・ 青少年相談員
- ・ あのねの森で語る会
- ・ 学校へ行こう週間
- ・ 懇談会
- ・ 健全育成協議会

【校内組織】

- 【橋本小学校いじめ防止対策委員会】  
※原則学期1回（事案発生時は、緊急会議を招集）  
委員長：校長 委員：副校長、児童支援専任教諭、支援教育コーディネーター、養護教諭、グループリーダー、支援教育担当、青少年教育センター等

【関係機関との連携】

- ・ 児童相談所
- ・ 緑子育て支援センター
- ・ 警察署
- ・ 教育委員会各課
- ・ 青少年相談センター
- ・ SSW（スクールソーシャルワーカー）

【いじめの未然防止】

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

- (1) 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

子どもが主役の授業の展開

- ・ 授業改善（主体的・協働的に学ぶ問題解決学習）
- ・ 個別学習支援
- ・ 校内研究

- (2) 児童の自己有用感を高められる機会の充実

子どもが主役の学校生活

- ・ 異学年交流
- ・ 学年集会
- ・ 児童会活動
- ・ 感謝の会

- (3) 読書タイム、合唱、道徳教育、特別活動の充実

- ・ 朝の読書タイム
- ・ 合唱活動の充実
- ・ ボランティアによる読み聞かせ

【いじめの早期発見】

日頃から児童を見守り信頼関係の構築に努める。多くの目で見、関わることで児童が示す小さな変化を見逃さないよう努める。

- ・ 児童観察
- ・ アンケートの実施と分析
- ・ 学年協業（交換授業）
- ・ 教育相談
- ・ 各学級児童についての情報交換（毎週）
- ・ 児童指導支援会議（毎月）

【いじめへの対処】

特定の教職員のみで対処することなく、速やかに組織的に対応する。

- ・ 情報の共有と早期対応
- ・ 関係諸機関への報告、相談、連絡
- ・ いじめ防止対策委員会
- ・ 児童指導支援会議

## 1 いじめの防止等の取組を推進していく基本理念

いじめはどの学級でもどの児童にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一歩調の下で人権教育を推進しながら、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。

また、学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携も積極的に行う。

## 2 いじめの防止等の対策のための組織

学校内において以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取組を推進するための組織を置く。

この組織を中心として全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

- **組織名称**：橋本小学校いじめ防止対策委員会
- **構成員**：校長、副校長、児童支援専任教諭、支援教育コーディネーター、養護教諭、グループリーダー（低・中・高学年）、支援教育担当、青少年教育カウンセラー
- **委員会の取組内容**
  - ① いじめの未然防止、早期発見の取組みを企画、推進する。
  - ② いじめへの速やかな対応が適切にできるよう協議する。
  - ③ 家庭・地域・関係諸機関との連絡・協力体制をとる。
  - ④ 重大な事案が発生した場合等、校内緊急対応組織として機能する。

## 3 いじめの未然防止の取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

### (1) 児童が主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。

- ① 子どもが主役の授業づくり（主体的・協働的に学ぶ問題解決学習）
- ② スマイルグループ（異学年交流グループ）、実行委員を中心とした学年の集団づくり
- ③ 支持的風土のある学級をめざし、自分と友だちを大切にできる子どもを育成していく。

### (2) 学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。

- ① 集会活動の充実：学年集会（週1回）、児童集会
- ② 異学年交流：スマイルタイム（月1回）、読み聞かせ活動
- ③ 児童会、委員会を中心とした子ども主体の学校行事等の取組み  
（代表委員会：月1回、計画委員、各委員会委員長、4年生以上各クラス1名）

### (3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実、読書活動体験活動などを推進する。

- ① 自分の大切さや他人の大切さを認める人権教育の推進とともに、豊かな情操と道徳心を養い、心の通い合う対人交流の素地を養う。
- ② 外国につながる児童並びに性同一性障害及び性的指向・性自認について、共通理解をし、いじめの未然防止に努める。
- ③ 東日本大震災等により被災した児童について、当該児童が受けた心身への影響を十分に理解し、適切な支援を行う。

(4) いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、表面的・形式的になることなく、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、児童、保護者、地域に対しても周知徹底を図る。

- ① 校内研修 いじめについての人権研修、道徳研修、情報モラル研修
- ② 児童支援会議、いじめ防止対策委員会による、いじめの未然防止策の構築
- ③ いじめに関する啓発活動について、保護者、地域への情報発信

(5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場や、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭及び地域との良好なコミュニケーションの場の構築に向けた取組を推進する。

- ① PTA活動を中心とした、協働活動の推進
- ② 学校評議委員会、「あのねの森で語る会」での協議
- ③ 登下校安全ボランティア活動等、地域、保護者と一体となり、児童を見守り育てる環境づくり

#### 4 いじめへの早期発見の取組

日頃から一人ひとりの児童に対する見守りや、信頼関係を構築することに努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

(1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。

- ① 休み時間や放課後の雑談の中で、児童の様子を観察する。  
(児童の表情及び様子のきめ細かい観察)
- ② 担任や学年教職員、教科担任、養護教諭等による日常的な情報の共有
- ③ 職員会議、打ち合わせ等での情報の共有

(2) アンケート調査や、教育相談の実施等により児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- ① 定期的なアンケート調査による実態把握
- ② 教育相談の実施及び児童がいじめを訴えやすい雰囲気づくり
- ③ 地区訪問や個人面談、懇談会で得た情報の共有

(3) 在籍する児童及び保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

- ① 教育相談日、相談室の周知や積極活用の働きかけ
- ② そうだんしつだより、保健室だよりの発行
- ③ 青少年教育カウンセラーによる校内巡視

#### 5 いじめの対処

発見・通報によりいじめを認知した場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

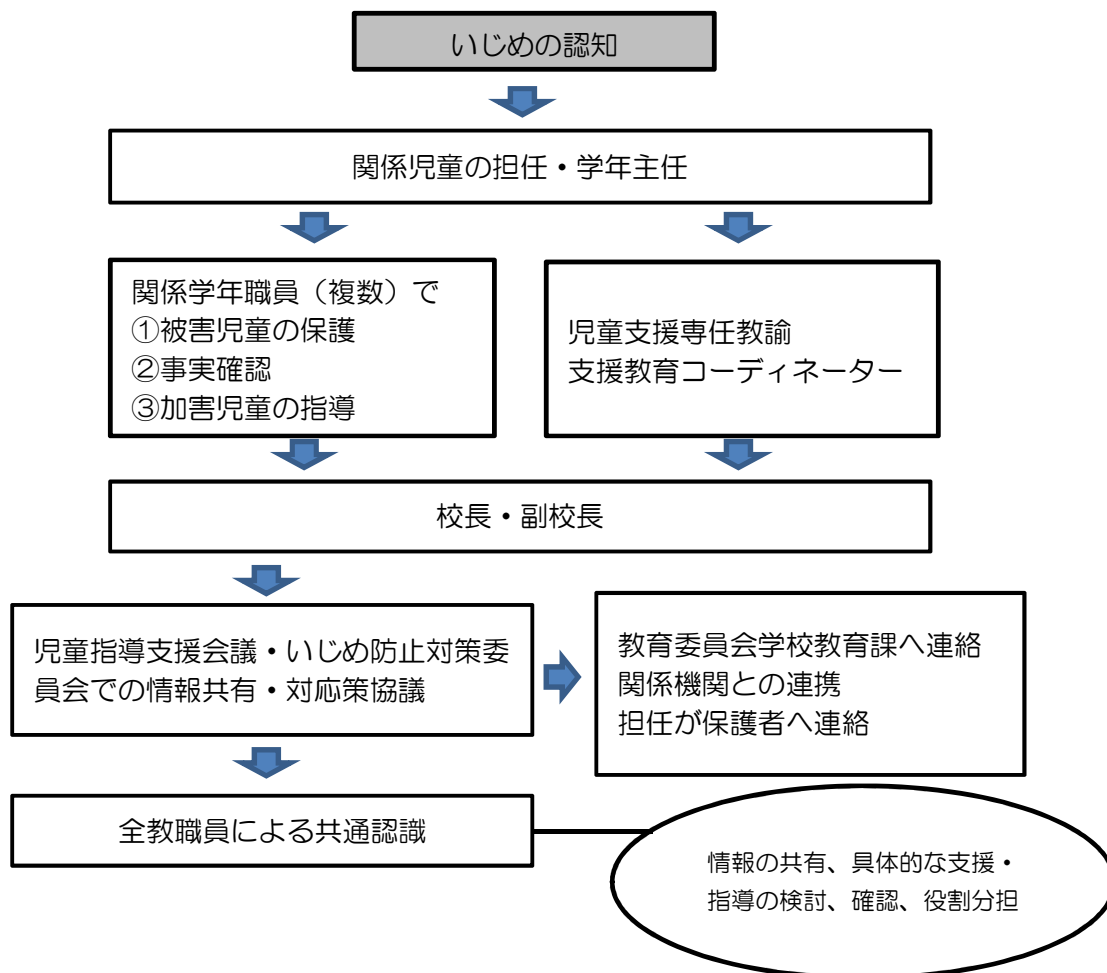
(1) 被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと、き然とした態度で加害児童等を指導する。

- ① 被害児童の保護、安全の確保を図るとともに、速やかに事実確認を行う。
- ② 関係児童及びその保護者、集団全体（学級等）への支援、指導、助言
- ③ 関係する保護者への丁寧な説明

(2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係・専門機関との連携のもとで対応する。

- 学校教育課（人権・児童生徒指導班）
- 青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー（SSW）
- 各警察署、県警少年相談、保護センター
- 青少年相談員
- 児童相談所、緑子育て支援センター

(対応経路)



## 6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、教育委員会と連携し調査を行う。

調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行うものである。

- (1) 重大事態が発生した場合は、その事態に対処するとともに、速やかに事実関係を明確にするために、関係する児童や教職員に対する調査を行う。
- (2) 教育委員会を通じて、速やかに市長へ重大事態発生について報告する。
- (3) いじめを受けた当該児童及びその保護者に対し、当該調査に関わる必要な情報を適切に提供する。

重大事態とは

- ・いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより、児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。